

福島市待機児童対策推進会議設置要綱

（目的及び設置）

第1条 市の重要課題である「待機児童対策」を推進するため、「福島市待機児童対策推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）保育所等待機児童の解消に関すること。
- （2）その他保育施策推進に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 推進会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- （2）子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- （3）その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第5条 会長は、市長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、副市長がその職務を代理する。

（会議）

第6条 会長は、必要に応じて推進会議を招集し、その議長となる。

（意見の聴取等）

第7条 会長は、推進会議の運営上必要と認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（事務局）

第8条 推進会議の事務を処理するため、こども未来部幼稚園・保育課に事務局を置く。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

福島市待機児童対策推進会議委員名簿

No.	区 分		役 職 等	氏 名
1	福島市長			木幡 浩
2	事業に従事 する者	私立認可保育所	福島市私立認可保育施設連合会会長	山崎 麻弥子
3		認定こども園	学校法人福島文化学園 「認定こども園今、ここ。瀬上」園長	栗花 澄子
4		地域型保育事業	地域型保育事業代表	一條 美和子
5		認可外保育所	認可外保育所代表	渡辺 直美
6		公立保育所	御山保育所長	渡邊 由紀
7		私立幼稚園	福島市私立幼稚園協会理事長	細谷 實
8		公立幼稚園	福島地区国公立幼稚園会会長	古関 明善
9	学識経験者		福島大学人間発達文化学類教授	原野 明子
10			福島学院大学福祉部こども学科教授	田辺 稔
11			桜の聖母短期大学生活科学科教授	狩野 奈緒子
12			株式会社ペンギンエデュケーション 代表取締役	横田 智史
13	その他市長 が必要と認 める者	事業主	福島商工会議所	立花 由里子
14		就労支援	社会福祉法人 福島県社会福祉協議会 人材研修課 課長	村島 克典